国民健康保険被保険者で令和5年11月以降に出産される人へ

令和6年1月から

産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます!!

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険税を一定期間、軽減する制度が創設されました。

●対象となる人

出産する予定または出産した被保険者

● 軽減内容

- ・出産予定日または出産日が属する月の前月から、4か月間の所得割保険税と均等割保険税
- ・双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の所得割 保険税と均等割保険税
 - ※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産・早産を含みます)
- 軽減対象期間「色のついた部分が軽減期間」

 3ヵ月前	<u> 2ヵ月前</u>	1ヵ月前	出産月	1ヵ月後	2ヵ月後
		出産予定日			
		(出産日)			

単胎の人 4ヵ月間

多胎の人

6ヶ月間

※令和5年11月に出産する人から対象(軽減は令和6年1月分の保険税から適用)

■届出と必要書類

出産予定日の6か月前から届出ができます。

- 1 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- 2 母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- 3 届出者の本人確認書類と国民健康保険証

Q&A

- Q1 令和5年12月に出産しました。何月分の保険税が軽減の対象となりますか?
- A1 12月に出産した場合は、産後2か月にあたる令和6年1月分と2月分の保険税が軽減されます。
- Q2 すでに保険税を納めていますが、保険税は戻ってきますか?
- A2 納めて頂いた保険税から、軽減対象分を還付します。

お問い合わせ 七宗町役場 住民課 税務係 D 0574-48-1144